

## 用途ごとに遵守すべき放射性セシウムの規制値等（新）

用 途	規制値等	根拠規定と位置付け
一般食品	100 Bq/kg	食品衛生法に基づく <u>基準値</u>
肥料・土壌改良資材・培土	400 Bq/kg (製品重量)	「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」 (平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知) に基づく暫定許容値
牛及び馬用飼料	<u>100 Bq/kg</u> (製品重量)	
豚用飼料	<u>80Bq/kg</u> (製品重量)	
家きん用飼料	<u>160Bq/kg</u> (製品重量)	
養殖魚用飼料	<u>40 Bq/kg</u> (製品重量)	
きのこ菌床用培地	<u>200 Bq/kg</u> (製品乾重量)	「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」(平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号、農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、林野庁林政部木材産業課長連名通知) に基づく当面の指標値



## 米ぬかを取り扱う事業者の皆様へ(新)



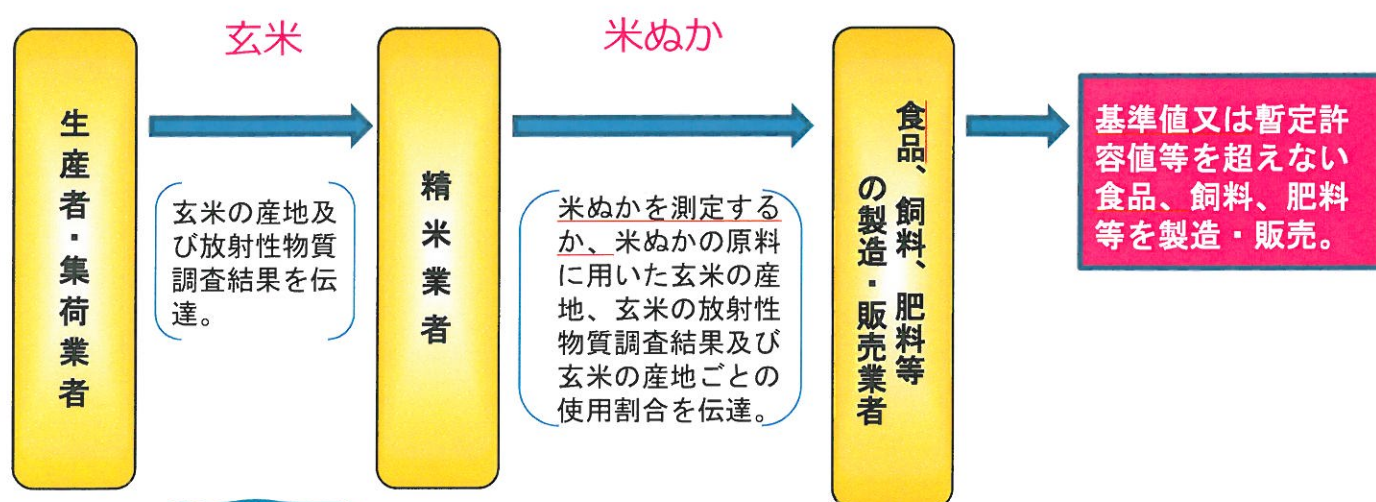
## 23年産の米ぬかの安全確保の取組について

- ◆ 米ぬかは、玄米よりも放射性セシウム濃度が高い傾向にあります。
- ◆ このため、流通の各段階で玄米の調査結果等を販売先に伝達するとともに、米ぬかを用いた食品、飼料等が許容値等を超えないように、安全確保の取組をお願いします。

- 1 玄米と米ぬかの放射性セシウム濃度の比率(加工係数)は「8」です。これにより、米ぬかの放射性セシウム濃度は、次のように推計できます。

$$\begin{aligned} & \text{玄米の放射性物質調査結果} \times \text{加工係数 (8)} \\ & = \text{米ぬかの放射性セシウム濃度(推計値)} \end{aligned}$$

- 2 集荷業者や精米業者等においては、使用した玄米の放射性物質調査結果等の情報を米ぬかの販売先に伝達するとともに、食品、飼料、肥料等の製造業者においては、その情報に基づき、米ぬかを用いた製品が基準値や暫定許容値等を超えないように、工程管理の取組をお願いします。



## 【お問合せ先】

農林水産省生産局農産部穀物課 TEL00-000-0000  
 〇〇農政局生産部生産振興課 TEL00-000-0000